

令和3年8月20日

保育施設（認可保育所、認定こども園、小規模保育事業）
利用の保護者の皆様

松戸市
子ども部 保育課長

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のお願い

日頃より、松戸市の保育行政にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染症は、人流の増加やデルタ株の感染力などによって市中感染が多くなり、市内でも患者が急増しています。

こうした影響から、千葉県知事より、県の保健所では濃厚接触者の特定等が実施困難な状況であるといったことが示されました。

そのため、松戸市として下記の通り、保育施設の感染拡大防止に向けた休園基準の設定などの対策をとってまいりますのでご理解、ご協力をお願いいたします。

記

【休園基準】

◎園児に陽性者が出た場合

- (1) 対象施設は陽性者の最終接触日の翌日から起算して14日目まで原則休園^{※1}とする
- (2) 陽性者が在籍しているクラスは陽性者の最終接触日の翌日から起算して7日目までクラス閉鎖とする
 - ①閉鎖期間中に追加陽性者が発生した場合、休園解除までクラス閉鎖を継続する
 - ②閉鎖期間中に追加陽性者が発生しなかった場合、最終接触日の翌日から起算して8日目より特別保育^{※2}を開始する
- (3) 陽性者が在籍しているクラス以外は休園開始日より特別保育を実施する

◎保育士等職員に陽性者が出た場合

感染症対策を講じているため、原則休園はしない

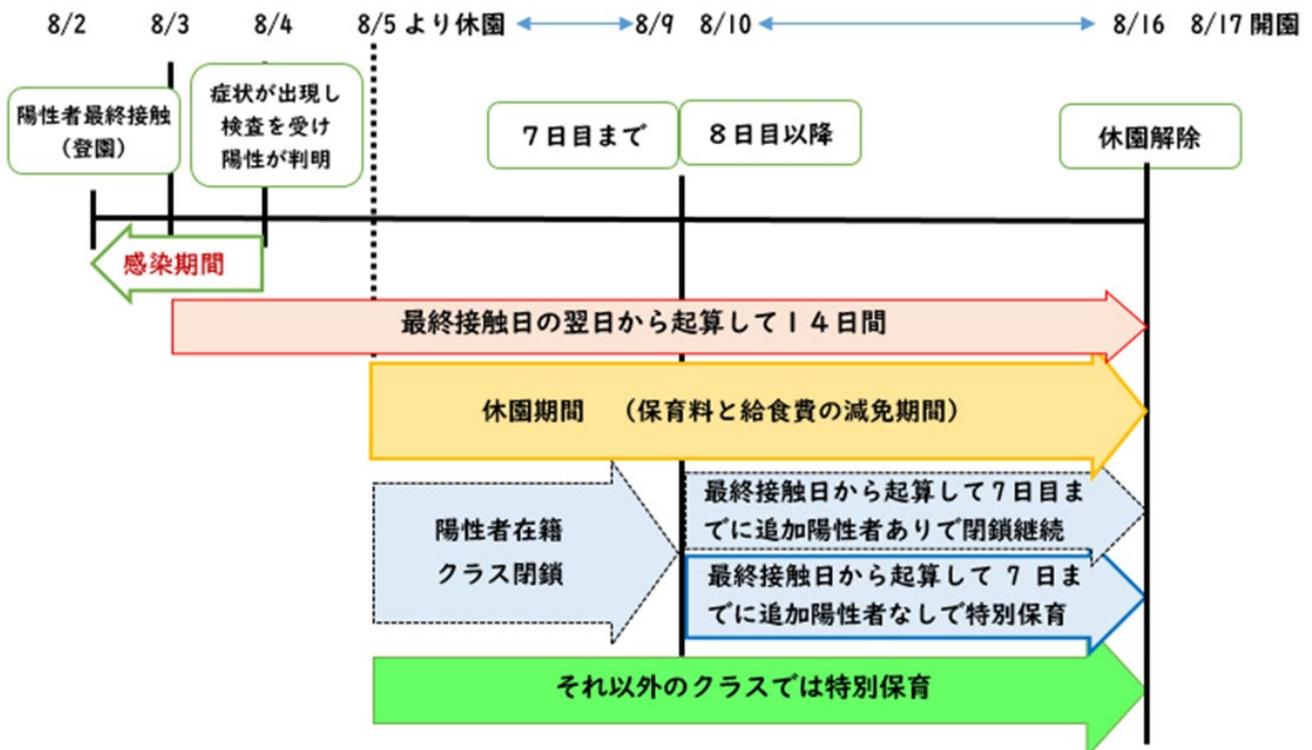
但し、職員 5 名以上の陽性者が出た場合は休園とし、運営可能な範囲で休園開始日より特別保育^{※2}を実施する

(※1) ここでいう休園とは、施設を完全に閉鎖することではなく、さらなる陽性者発生を防止するため、登園自粛をお願いするものです

(※2) 特別保育とは、医療従事者、保育・介護・障害者支援関係、インフラ関係（公共交通機関、電気・ガス・水道・通信事業など）、食品・生活必需品関係などに従事する者のほか、どうしても仕事が休めない方に保育を提供するものです。

ただし、陽性者が出たクラスの園児の兄弟児については家庭保育が可能と考えますので特別保育の対象になりません。

具体的な休園のイメージ（園児が 8 月 4 日に陽性判明し 8 月 5 日～休園）



【休園期間中について】

①モニタリング

休園期間中は陽性者および、そのクラスの方には各保育施設より健康観察（モニタリング）を行います。

②PCR検査

有症状者は医療機関で検査を実施。無症状者で不安のある方は市の補助を使って検査ができます（濃厚接触者にあたる方は対象とはなりません。）。詳細はホームページをご覧ください。

https://www.city.matsudo.chiba.jp/kenko_fukushi/kansenshou/PCRjosei.html

③保育料・給食費

休園期間中は、感染に関するリスクが通常よりも高くなっていると考えられます。登園を自粛される方には、保育料・給食費は自粛した日数に応じて日割り計算を行い、差額を翌月以降に返還（充当）いたします。

休園期間中、ご心配なことがあった場合は各保育施設にご連絡ください。

[お問い合わせ]
松戸市子ども部保育課
047-366-7351